

佐賀中部広域連合地域密着型サービス等の設置候補者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス（予防を含む。）及び特定施設入居者生活介護（予防を含む。）の事業者の指定に関し、当該指定申請の前に事前審査をし、設置候補者を選定することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域密着型サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを総称する。
- (2) 特定施設入居者生活介護 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護及び第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を総称する。
- (3) 設置希望者 佐賀中部広域連合圏域内で地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護（以下「地域密着型サービス等」という。）の事業者の指定を受けることを希望し、第4条の申請をした者のことをいう。
- (4) 設置候補者 この要綱による事前審査により地域密着型サービス等の事業所を設置することが適当なものとして選定された者をいう。

(設置希望者の公募)

第3条 広域連合長は、期間を定め、設置希望者を公募するものとする。

- 2 前項の公募は、広域連合のホームページへの掲載、関係機関への通知等により周知するものとする。
- 3 公募の申込期間は、概ね4週間とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、広域連合長が法第8条第1項に規定する居宅サービス（「特定施設入居者生活介護」を除く。）と同様の手続きが適当と認める地域密着型サービス等については、公募等この要綱の手続きを省略することができる。

(設置候補者選定申請)

第4条 設置希望者は、前条の規定に基づき、地域密着型サービス等設置候補者選定申請書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書における設置計画は、次の条件を充足するものでなければならない。
 - (1) 地域密着型サービス等の人員、設備、運営基準等について定める関係法令に適合するものであること。
 - (2) 設置希望地の土地及び設備の確保や地域住民との間に問題等がなく、確実に実現可能な設置計画であること。

(設置候補者の選定)

第5条 広域連合長は、設置候補者の選定のため次に掲げる方法により審査等を行い、保健、医療、福祉等の関係者及び学識経験者で組織する地域密着型サービス等運営委員会の意見を聴き、設置候補者を選定するものとする。

- (1) 書類審査
- (2) 現地調査
- (3) 設置希望地の市町からの意見聴取
- (4) 必要に応じ設置希望者へのヒアリング
- (5) その他広域連合長が必要と認める方法

2 広域連合長は、申請内容が次のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、地域密着型サービス等運営委員会の意見を聴かずに不選定の決定をすることができる。

- (1) 設置計画が明らかに前条第2項の規定に適合してないと認められる場合
- (2) 虚偽の内容がある場合
- (3) その他特に適正性に欠ける事象がある場合

3 第1項の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めるときは、地域密着型サービス等運営委員会の意見を聴かずに設置候補者を選定することができる。

(設置候補者の選定結果の通知)

第6条 広域連合長は、前条の規定により設置候補者を選定したときは、設置希望者に地域密着型サービス等設置候補者選定結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により設置候補者に選定した場合においても、虚偽の申請等により第4条第2項に適合しないことが発覚した場合は、当該選定を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度の設置候補者の選定から施行する。

（あて先）佐賀中部広域連合長

（申請者）所在地
 名称（氏名）
 代表者名
 電話番号
 （担当者職氏名）

印

地域密着型サービス等設置候補者選定申請書

地域密着型サービス等の事業所を下記のとおり設置したいので、佐賀中部広域連合地域密着型サービス等の設置候補者選定要綱第4条第1項の規定により、申請いたします。

記

※サービスの種類ごとに作成

1 サービス等の種類	
2 事業所の名称（予定）	
3 設置場所	
（1）所在地番	
（2）敷地面積	m ²
4 建物の概要	
（1）新築・既存建物の別	新築 ・ 既存建物利用
	既存の特定施設の場合 住宅型有料老人ホーム ・ 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅 ・ その他
（2）単独・併設の別	単独 ・ 併設
	（併設するサービス）
（3）面積（申請サービス部分）	m ²
（4）定員数	人 ※定員がない場合は、「-」
	登録定員 人 宿泊定員 人 通い定員 人 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 の場合
5 事業開始予定年月日	年 月 日
6 事業計画の概要	別添「事業計画書」参照

年 月 日

様

佐賀中部広域連合長

年度地域密着型サービス等設置候補者選定結果通知書

このことについて、 年 月 日付け地域密着型サービス等設置候補者選定申請書により申請があった貴殿の計画は、審査の結果下記のとおり決定いたしました。

記

選 定

不選定

※ 選定された事業者におかれましては、申請書の計画内容により、設置を進めてください。